

## 次世代法並びに女性活躍推進法に基づく 山内工業株式会社 一般事業主行動計画

女性活躍並びに仕事と家庭の両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うために次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間

2. 内容

〈次世代法に基づく計画〉

目標1： 計画期間における男性の平均育児休業取得率を60%とする。

〈対策〉

- ・ 令和8年3月～ 男性の育児休業制度の周知を行う。
- ・ 令和8年5月～ 短期・分割取得等、柔軟な取得体制を構築する。
- ・ 令和8年10月～ 育休取得者の業務分担体制の整備を行う。

〈女性活躍推進法に基づく計画〉

目標2： 年次有給休暇の取得促進を働き掛け、取得率を現行の80%以上を維持する。

〈対策〉

- ・ 令和8年3月～ 有給休暇の取得阻害要因を分析し、対策案を検討する。
- ・ 令和8年5月～ 繁忙期を避けた計画取得を推進する。
- ・ 令和8年9月～ 半期ごとに取得率を算出し、取得状況を管理職が把握し、取得率が低い社員へ個別の働きかけを行う。